

姫路港港湾計画検討会設置要綱

(目的)

第1条 姫路港の開発、利用等についての検討を行い、平成40年代を目標年次とした港湾計画改訂の素案をとりまとめるため、姫路港港湾計画検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 姫路港港湾計画の検討に関すること
- (2) その他前号の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員(学識経験者を除く)が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を非公開にすべきであると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
- 6 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。
- 7 会議の公開及び傍聴の実施について必要な事項は別に定める。

(議事録)

第7条 検討会の議事録は事務局が作成する。

- 2 議事録公開の実施について必要な事項は別に定める。

(謝金)

第8条 委員(行政関係者の委員を除く。)が会議に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が出席したときは、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員(県の職員である委員を除く。)が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44条)及び旅行依頼に伴う旅費支給に関する職務の級の決定基準(昭和61年1月9日人第543号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

3 第6条第3項の規定に基づき代理人が会議に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

4 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。この場合において、その者の格付けは、委員と同様とする。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、兵庫県県土整備部土木局港湾課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、事務局が招集する。

別表（第3条関係）

姫路港港湾計画検討会委員

区 分	氏 名	所属・役職名
学識経験者	石 黒 一 彦	神戸大学大学院准教授
	柏 木 千 春	流通科学大学教授
	黒 田 勝 彦	神戸大学名誉教授
	土 井 健 司	大阪大学大学院教授
	槇 村 久 子	京都女子大学客員教授
港湾関係者	水 田 裕 一 郎	姫路港運協会会長
	藤 井 隆	ひょうご埠頭㈱社長
	吉 田 裕 康	姫路商工会議所専務理事
行政関係者	杉 中 洋 一	近畿地方整備局港湾空港部長
	鵜 山 久	神戸運輸監理部海事振興部長
	末 田 和 也	姫路港長
	内 海 將 博	姫路市副市長
	濱 浩 二	兵庫県県土整備部長
	田 中 基 康	兵庫県中播磨県民センター長